

医療費控除について分からないときは、 国税庁ホームページで！

国税庁

検索



「検索」ボタンをクリック！
国税庁HPへアクセスできます！

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

サイト内検索 検索 | 検索の仕方 | 文字拡大・読み上げ

ホームページの使い方 | サイトマップ | ご意見・ご要望 | メールマガジン

ホーム | 税について調べる | 申告・納税手続 | 活動報告・発表・統計 | 国税庁概要・採用 | 調達・その他の情報

最新情報

訪問者別に調べる

税目別に調べる

所得税 法人税
源泉所得税 消費税
贈与税 印紙税
相続税 酒税
贈与税

パンフレット・手引き

税法・通達等・質疑応答事例

申請・届出様式

タックスアンサー

確定申告書等作成コーナー

国税電子申告・納税システム(e-Tax)

税理士の方へのお知らせ

国税局・税務署を調べる

札幌 | 仙台 | 関東信越 | 東京 | 金沢 | 名古屋 | 大阪 | 広島 | 高松 | 福岡 | 熊本 | 沖縄



NATIONAL TAX AGENCY

■ 東日本大震災関連の国税庁からのお知らせ
■ 東日本大震災への対応(首相官邸ホームページ)

トピックス トピックス一覧

- ▶ 「東日本大震災」に係る国税の申告・納税等の期限延長に係る一部の地域における期日の指定についてを更新しました。
- ▶ 平成12年から平成17年の間に相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給していた方へ震災特例法の施行に係る対応について
- ▶ 東日本大震災に関する国税のご相談について(電話での相談をご利用ください)
- ▶ 税務職員を被った不審な電話にご注意ください
- ▶ 保険年金に係る電話相談の案内番号が変更になりました
- ▶ 国税に関するご相談について

国税庁 新着情報 メールマガジン

国税庁専使・採用

- ▶ 国税庁の紹介
- ▶ 採用案内
- ▶ 所管税務局送込先
- ▶ 税務大学院
- ▶ 国税不服審判所

活動報告・発表・統計

- ▶ 審議会・研究会等
- ▶ 国税庁の支体の設置
- ▶ 国税庁レポート
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 報道発表資料
- ▶ 統計情報

申告・納税手続

- ▶ 納税手続のご案内
- ▶ 専断照会に対する文章回答
- ▶ 所管税務局(e-Box)
- ▶ 税務MPの法人対応

調達・その他の情報

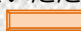
- ▶ 調達情報・公募情報
- ▶ 国際業務関係情報
- ▶ 情報公開・個人情報保護
- ▶ 税理士関係情報
- ▶ お知らせ

路線価図 | 公売情報 | Web-TAX-TV | 税の学習コーナー

申告書を作成するときは

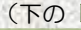
・確定申告書等作成コーナー ・e-Tax

お手元に、医療費の領収書、給与の源泉徴収票等を準備して、申告書作成にチャレンジしてみてください。

作成に当たっては、次の「操作方法」を参考にさせていただくと、大変便利です！
(下の  をクリックしてみてください。)

- 電子申告編**
(電子申告 (e-Tax) により提出される場合)
- 書面での提出編**
(申告書等を印刷して提出される場合)
- 「医療費控除」の入力編**


税について調べる

お問い合わせの多いご質問のQ&A
税に関するインターネット上の税務相談室です。
(下の  をクリックしてみてください。)

タックスアンサー (よくある税の質問)

- 【質問例】
- ・サラリーマンと還付申告
 - ・医療費を支払ったとき
 - ・年金を受け取ったとき
 - ・夫婦と税金

Web-TAX-TV

(国税庁インターネット番組)
「動画」と「図解」で分かりやすく生活シーンに合わせて税を解説
(下の  をクリックしてみてください。)

ジャンルで選べる税金ガイド

- 【参考】現在、配信中の番組 (平成24年1月現在)
- 税務署に行かずに確定申告編
 - ・ 「医療費控除」を受けるとき
 - ・ 「年金収入のある方の確定申告」
 - 使ってください！ 「確定申告書等作成コーナー」・・・等

【税務署からのお知らせ】

● 「医療費控除」

多額の医療費を支払ったときは、確定申告を行うことで所得税が還付される場合があります。

■ 医療費控除って・・・！？

- ・ あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。
- ・ 1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費に限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の控除対象となります。

〔医療費控除額の計算方法〕

〔その年中に支払った医療費〕－〔保険金などで補てんされる金額〕－〔10万円又は所得金額の5%（どちらか少ない額）〕
＝〔医療費控除額（最高200万円）〕

■ 控除を受けるための手続

- ・ 医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。
- ・ その際、医師等が発行した領収書等を確定申告書に添付するか、確定申告書の提出の際に提示する必要があります。
- ・ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示（申告書を送付される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封）してください。

■ 医療費控除の対象となる医療費（抜粋）

- ・ 医師・歯科医師による診療や治療の対価
- ・ 治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価
- ・ 治療や療養に必要な医薬品の購入の対価・・・等

■ 控除の対象に含まれるもの（例示）

- ・ 医師等による診療等を受けるために直接必要なもので次のような費用
「通院費」・「入院の対価として支払う部屋代・食事代」・「医師等の送迎費」・「医療用器具の購入費」・
「かぜの治療のために購入した一般的な医療品の購入費用」・「6か月以上寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書（「おむつ使用証明書」）のあるもの・・・等

■ 控除の対象に含まれないもの（例示）

- ・ 容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用・健康診断の費用・自家用車で通院する場合のカソリン代や駐車料金・治療を受けるために直接必要としない、近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入の費用・親族に支払う療養上の世話の対価・疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入の費用・・・等

■ 施設サービスの対価についての医療費の取扱い

- ・ 施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額
【医療費控除の対象となるサービスを行う施設名】
①指定介護老人福祉施設、②地域密着型介護老人福祉施設
- ・ 施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額
【医療費控除の対象となるサービスを行う施設名】
①介護老人保健施設、②指定介護療養型医療施設

■ 施設サービスの対価についての医療費の取扱い（抜粋）

- ・ サービスの対価が医療費控除の対象となる居宅サービス
①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③居宅療養管理指導、④通所リハビリテーション、⑤短期入所療養介護・・・等
- ・ 上記の居宅サービスと併せて利用する場合のみ医療費控除の対象となる居宅サービス
①訪問介護（生活援助中心型を除く）、②訪問入浴介護、③通所介護、④小規模多機能型居宅介護・・・等
- ・ 医療費控除の対象とならない居宅サービス
①認知症対応型共同生活介護、②特定施設入居者生活介護、③福祉用具貸与・・・等

※ 保険金などで補てんされる金額

- 次のようなものは、支払った医療費から差し引きます。
- ①生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など
 - ②社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金
例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族療養費、高額療養費など
 - ③医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
 - ④任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金



税務署では電話応答を自動音声によりご案内しております。

行 構 税 務 署 (0930)23-0580 ご用件に応じて番号を選択してください。

確定申告に関するお問い合わせ → 「0」番をプッシュ 【平成24年1月4日～3月15日まで開設】
所得税、消費税及び贈与税の確定申告に関するお問い合わせ
【確定申告テレホンセンターの担当者におつなぎします。】

国税に関する一般的なお問い合わせ → 「1」番をプッシュ
【電話相談センターの担当職員におつなぎします。】

当税務署にご用の方 → 「2」番をプッシュ
当税務署からの照会やお尋ね又は当税務署職員にご用の場合
【当税務署職員におつなぎします。】